

倉吉市上下水道局企業管理規程第4号

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員（第7条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前項第6号に該当する場合 従事した日1日につき290円</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員（第7条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 集中監視装置の運転監理業務に従事したとき。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前項第6号に該当する場合 1回につき6,100円</u></p> <p><u>(3) 前項第7号に該当する場合 従事した日1日につき290円</u></p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。